

県中体連規約・規程・確認事項一覧

平成27年4月

確認事項	確認内容
○大会参加料の徴収について	<p>○平成14年度から、県中体連主催大会において大会参加料を徴収する。</p> <p>14年度 対象大会：選手権大会、秋季体育大会 一人 200円</p> <p>16年度 対象大会：県駅伝・全国駅伝予選会 一人 200円</p> <p>18年度 対象大会：春季県体 一人 200円</p> <p>26年度 対象大会：上記大会すべて 一人 500円</p>
○引率規程について	<p>○参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員とする。（大前提である）</p> <p>○平成14年度から、生徒引率について特例を設ける。</p> <p>やむを得ない場合に限り、外部指導者の引率も可能となる。（個人種目）</p> <p>中国・全国大会も、引率細則により外部指導者の引率が可能となる。</p>
○合同チーム編成について	<p>○平成10年制定、平成10年度秋季県体から実施する。</p> <p>16年度 改正・実施</p> <p>21年度 改正・実施（試行期間2年間）</p> <p>23年度 実施</p> <p>少子化の伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与える。</p> <p>競技力向上を第1の目的とする合同チームは適用されない。</p>
○中国大会・全国大会について	<p>○外部指導者の引率、複数校合同チームの参加、大会参加料の徴収の3点が15年度からすべて実施されている。</p>
○救護の配置について	<p>○県中体連主催大会で土・日に開催される大会については、看護師とする。</p> <p>ただし、経費の面から、専門部で対応できる大会については、専門部からの救護役員で対応する。</p> <p>なお、養護教諭は救護役員として割り当てない。（19年度から）</p> <p>（救護体制の再確認）</p> <p>救急病院、救急車両等の出入口、緊急連絡指示系統、救急箱の常備</p>
○外部指導者のベンチ入りについて	<p>○学校長の承認を得て、県中体連に登録した外部指導者は、ベンチ入りができる。（中国・全国大会は県に登録かつ確認書の提出が必要）</p>
○各種大会の期日について	<p>○春季県体 → 第3土曜日とその翌日の日曜日（2日開催）</p> <p>平成28年度 5月21日（土）・22日（日）</p> <p>29年度 5月20日（土）・21日（日）</p> <p>○県選手権大会 → <u>7月28日までに終了する。</u></p> <p><u>※原則夏休み。ただし、祝日は実施しない。</u></p> <p>体操・新体操は他競技との関係で、夏休み1週間前の土・日に開催する場合がある。（平成20年度総会）</p> <p>○秋季県体 → 原則 10月の第1土曜日とその翌日の日曜日</p> <p>競技によって予備日有り</p> <p>平成28年度10月 1日（土）・2日（日）</p> <p>29年度10月 7日（土）・8日（日）</p> <p>※ 予備日10日（火）</p> <p>○県駅伝・全国駅伝予選会 → 11月の第3土曜日（原則）</p> <p>平成28年度11月15日（土）</p> <p>29年度11月18日（土）</p>
○春季、秋季体育大会の中止及び延期の決定について（秋季県体に予備日）	<p>○部長・専門委員・監督全員で協議し決定する。（県体方式）</p> <p>○監督は選手・保護者に事情を説明し、了解を得る。</p> <p>○1日目が中止でも2日目にベスト4まで消化できる運営が可能であれば、2日目に実施してよい。（春季体育大会）</p> <p>○大会期間は3日間にまたがってはいけない。（秋季体育大会）</p> <p>○途中中止の場合の記録について</p> <p>ベスト4までは、すべて中止として扱う。</p> <p>ベスト4まで残して中止の場合は、「ベスト4」 賞状記入「ベスト4」</p> <p>2チーム残して中止の場合は、「両校優勝」 賞状記入「優勝」</p> <p>中止の場合の優勝旗は事務局で保管する。</p>

○中体連に加盟していない学校の取り扱いについて	○朝鮮初・中級学校、山口総合支援学校みほり分校について 県大会に出場した場合は一人500円を参加料として徴収する。 支部内大会については、各支部にまかせる。
○参加資格（選手権）	○年齢は、平成12年4月2日以降に生まれた者に限る。 上記以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の5月末までに県中体連に申し出る。（名前、学年、生年月日、種目、国籍）
○複数種目の参加について	○同一開催日にある県大会への参加は、1人1競技とする。 ただし、夏季大会に限り、同一年度内の参加は全競技を通じて一人一競技とする。
○優秀監督者規程について	○受賞者が同一人に固定しないように行う（内規3）とあるが、競技が異なる場合にはこの限りではない。
○部の規定について	○設置部 校内に設置されており、顧問がついている部 ・学校内で日常的に活動している部（常設） ・日常の活動は学校外であるが、顧問をつけ学校として認めている部（臨時） ○臨時設置部 郡や市町の大会のため、臨時的に編成して参加する予定の部
○運動部活動優秀選手等の勧誘について	○平成17年度から、 <u>勧誘に関する時期については、特に設定しない。</u> ・中学校と高等学校とが学校サイドで節度ある適切な対応を心がける。 ・高等学校長が中学校長に了解を取ってから、具体的な動きが始まる。 ・顧問や学級担任だけでなく、外部指導者や保護者に対しても、上記のルールを守るように指導する。
○県中体連主催行事	○春季県体、県選手権（通信陸上）、秋季県体、県駅伝の4大会 ○県中体連会長名での文書 （専門部で作成した文書は必ず事務局へ伺いを提出） ・上記4大会に関わる、役員委嘱、プロ編・準備会議、借用・依頼等 ・専門委員長会議（旅費は専門部活動費から支出） ・中学生育成強化支援事業（県体協）に関わる文書 ・その他 → 事前に事務局へ相談する ○競技団体等の主催大会について ・原則として、共催はできない。後援は可能（後援依頼提出のこと）。 ※協会主催の大会に、中体連専門部等の名前を使用しない。中体連主催大会と間違われぬようにする。
○県中体連旅費規程	○所属校用務地から会場用務地までの距離、1kmあたり30円とする。同一用務地内については、実測（小数点以下切り捨て）により、1kmあたり30円とする。ただし、片道2km未満については支払わない。外部審判等一般の方については、自宅（用務地）からとする。 中国大会等における県外役員の旅費については、最寄り駅から最寄り駅までの公共交通運賃とする。 遠方により宿泊を伴う場合は、往復の交通費及び宿泊料金（1泊2食）の実費（9,800円以内：朝食700円以内・夕食1500円以内を含む）とする。 ※業務が終日の場合は、「連絡費・雑費」として600円を支払う。 ※「遠方」とは、往復交通費よりも、宿泊料金の方が安い場合。 ※同一用務地内の距離計算については、該当校に事務担当者に確認するか、Web上の「Map Fan」を活用すること。 ※離島等「交通費計算ファイル」で検索できないものは、該当校の事務担当者に確認すること。